

兵庫県公報

令和4年2月4日 金曜日 第282号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

ページ

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）…………… 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）…………… 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の辞退の届出（同）…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）…………… 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）…………… 4
- 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）…………… 4
- 同 上（同）…………… 5
- 同 上（同）…………… 5
- 公共測量が終了した旨の通知（同）…………… 5
- 同 上（同）…………… 5
- 同 上（同）…………… 6
- 同 上（同）…………… 6
- 同 上（同）…………… 6
- 同 上（同）…………… 6
- 神戸国際港都建設道路事業の事業計画の変更認可（道路街路課）…………… 6
- 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）…………… 7
- 道路の区域の変更及び供用開始（同）…………… 7
- 同 上（同）…………… 8
- 同 上（同）…………… 8
- 同 上（同）…………… 8
- 同 上（同）…………… 8
- 姫路港湾計画の変更（港湾課）…………… 9

公 告

- 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）…………… 9
- 令和4年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集（公園緑地課）…………… 10
- 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）…………… 11
- 落札者等の公示（西播磨県民局）…………… 11

病院局公告

- 兵庫県立病院未収金回収業務委託選定に係るプロポーザルの実施…………… 12

兵庫県内水面漁場管理委員会告示

- 令和4年度増殖基準数量…………… 14

告 示

兵庫県告示第134号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
AKクリニック	芦屋市精道町10-17 芦屋プラザ203号	令和4年1月1日
訪問看護ステーションうる	同 市浜町3-14-105	同
キリン堂薬局加古川石守店	加古川市神野町石守467-1	同
訪問看護ステーションこころ	同 市加古川町溝之口336-1 オクノハウス103	同
祥漢堂薬局荒神店	宝塚市向月町19-10	令和3年11月1日
スーパー・コート南花屋敷定期巡回・随時対応型訪問看護看護事業所	川西市南花屋敷1-5-11-101	同 月16日
ひらの薬局	同 市平野3-17-2 1階	令和3年12月1日
なの花訪問看護ステーション	加西市鎮岩町482-1	同 年8月1日



兵庫県告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
在宅看護センター豊岡リハビリ対応型訪問看護ステーション	豊岡市高屋992-5 アクシス高屋2F	所在地

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
稲垣歯科医院	芦屋市大原町5-19
谷口耳鼻咽喉科医院	伊丹市鈴原町9-388
昭生薬局	加古川市新神野3-8-18
山名眼科医院	高砂市荒井町千鳥3-7-6
川井整形外科	同 市神爪2-2-7
ひらの薬局	川西市平野3-17-2 1階
岡田整形外科	小野市王子町852-1
木村眼科	朝来市和田山町和田山232
岡田医院	淡路市岩屋985
なの花薬局やしろ店	加東市藤田944-26

福田眼科	神崎郡神河町福本851
くすだ薬局	美方郡新温泉町浜坂1322-1



兵庫県告示第136号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から辞退の届出があった。

令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

辞退の届出があった指定医療機関

名称	所在地
はら歯科クリニック	宝塚市南口1-17-11
タマル産婦人科	丹波篠山市東吹404-1



兵庫県告示第137号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
かねと調剤薬局	赤穂市尾崎3143-55	有限会社かねと薬局	赤穂市尾崎3143-55	令和4年1月5日
おおむち	川西市西多田2-2-8	株式会社三栄ケアサービス	川西市西多田2-2-8	令和3年9月1日



兵庫県告示第138号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容

在宅看護センター豊岡 リハビリ対応型訪問看護 ステーション	豊岡市高屋992-5 ア クシス高屋2F	一般社団法人ソーシャ ルデザインリガレッセ	豊岡市日高町野1005- 2	所在地
ケアプランなごみ	宝塚市野上2-2-32 アネックス逆瀬川102号	合同会社なごみ	宝塚市野上2-1-38	同上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
デイホームはなえ	豊岡市出石町中村954-1	有限会社創和社	豊岡市出石町中村954-1
ケアプラン・ニッケ加古川	加古川市加古川町本町239- 1	株式会社ニッケ・ケアサービ ス	愛知県一宮市今伊勢町本神 戸字前畑1
特定非営利活動法人デイハ ウス憩い居宅介護支援事業 所	加東市新町231	特定非営利活動法人デイハ ウス憩い	加東市新町231

3 休止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
ホームヘルプステーション 「ブリッジ」	丹波市山南町岩屋635	社会福祉法人みつみ福祉会	丹波市春日町野村65-1



兵庫県告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
上田 弘明	ふく整骨院	丹波篠山市黒岡316-10	令和3年12月1日



兵庫県告示第140号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年11月18日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域
宍粟市山崎町高所地内

~~~~~  
**兵庫県告示第141号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間  
令和4年1月11日から同年3月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市上大市三丁目地内

~~~~~  
兵庫県告示第142号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（街区多角点の復旧測量（再設））
- 2 作業期間
令和4年1月11日から同年3月31日まで
- 3 作業地域
西宮市毘沙門町地内

~~~~~  
**兵庫県告示第143号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量（再設））
- 2 作業期間  
令和3年6月22日から同年11月22日まで
- 3 作業地域  
神戸市東灘区住吉南町地内

~~~~~  
兵庫県告示第144号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和3年8月16日から同年12月22日まで
- 3 作業地域
神河町川上地内



兵庫県告示第145号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和3年6月14日から同年12月24日まで
- 3 作業地域
新温泉町熊谷地内



兵庫県告示第146号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（地形測量）
- 2 作業期間
令和3年5月27日から同年12月24日まで
- 3 作業地域
香美町村岡区板仕野地内



兵庫県告示第147号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、淡路市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量及び写真地図作成）
- 2 作業期間
令和3年5月17日から同年12月24日まで
- 3 作業地域
淡路市全域



兵庫県告示第148号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設道路事業
3.4.96号 星陵台舞子坂線
- 3 事業施行期間

昭和47年6月6日から令和5年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし



兵庫県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年2月4日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和4年2月4日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 篠山山南線	丹波篠山市大山下字畑中町坪483番5から 同 市大山下字畑中町坪489番2まで	旧	8.0から 11.0まで	39.0	
		新	8.0から 9.0まで	39.0	



兵庫県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年2月4日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年2月4日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 塩瀬宝塚線	宝塚市大原野字安場17番2から 同 市大原野字池ノ合2番1まで	旧	7.0から 11.0まで	153.0	
		新	8.0から 12.0まで	153.0	
県道 川西三田線	宝塚市大原野字波坂3番12から 同 市大原野字老坪8番1まで	旧	11.0から 16.0まで	100.0	
		新	11.0から 20.0まで	100.0	
県道 島能勢線	川辺郡猪名川町鎌倉字玄隨山1番1から 同 郡同 町鎌倉字玄隨山1番1まで	旧	7.0から 9.0まで	61.0	
		新	8.0から 25.0まで	61.0	



兵庫県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年2月4日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年2月4日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 市野瀬有馬線	三木市吉川町水上字切畑1670番から 同市吉川町水上字島崎1198番1まで	旧	5.0から 18.0まで	176.0	
		新	9.0から 18.0まで 9.0から 25.0まで	176.0 236.0	迂回路



兵庫県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年2月4日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年2月4日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 姫路神河線	姫路市夢前町玉田字大門201番1から 同市夢前町玉田字大門194番1まで	旧	10.0から 14.0まで	178.0	
		新	10.0から 14.0まで 10.0から 12.0まで	178.0 180.0	



兵庫県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年2月4日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年2月4日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 176号	丹波篠山市大山下字澤坪86番2から 同 市大山下字畑中町坪479番2まで	旧	7.0から 18.0まで	225.0	
		新	10.0から 34.0まで	225.0	



兵庫県告示154号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第1項の規定により定めた姫路港港湾計画を次のとおり変更及び修正した。

令和4年2月4日

姫路港港湾管理者 兵庫県

代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

1 姫路港港湾計画の変更の概要

令和元年兵庫県告示第267号によりその概要を告示した姫路港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 危険物取扱施設を次のとおり変更する。

危険物取扱施設

地区名	水深（メートル）	基数
浜田	5.0	5

(2) 水域施設計画を次のとおり変更する。

航路・泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
浜田	5.0	15.1

また、浜田地区の海面処分・活用用地の面積について、実測値（20.7ha）に修正する。

2 変更後の港湾計画の縦覧場所

兵庫県県土整備部土木局港湾課、中播磨県民センター姫路港管理事務所

公 告

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 加西市北条町東高室プロジェクト（南区画）
所在地 加西市北条町東高室字西中野880番1 ほか

2 法第8条第1項の規定により加西市から聴取した意見の概要

（用地課）

官民境界について、十分確認を行い、越境の無いようにされたい。

(環境課)

- (1) 店舗及び敷地内の照明光は、近隣の生活環境に影響を及ぼす可能性があるため、照度については必要十分となるよう管理されたい。
 - (2) 加西市民の美しい環境をまもる条例に基づき、アイドリング・ストップの促進を行われたい。
 - (3) 敷地外周及び駐車場の一部の緑化については、市内の生態系に配慮されたい。特に、留意点としては在来種と競合して排除してしまうような「兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト(ブラックリスト)」に掲載されている植物は植えないようにされたい。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
令和4年2月4日から1週間



令和4年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則(平成10年兵庫県規則第69号)第3条第1項の規定により、令和4年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修の受講生を次のとおり募集する。

令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 研修内容
園芸療法に関する研修
- 2 募集人員
全寮制コース 若干名
- 3 修業年限
1年
- 4 受講生の決定方法
適性検査、筆記試験及び個人面接・グループワークにより、受講生を決定する。
- 5 試験日及び会場
 - (1) 日程
令和4年2月26日(土)
 - (2) 会場
淡路市野島常盤954-2
兵庫県立淡路景観園芸学校
- 6 応募資格
次のいずれかに該当する者
 - (1) 大学を卒業した者及び令和4年3月卒業見込みの者
 - (2) 医療・福祉・介護・農業・園芸・造園関連の短期大学、専門学校又は大学校を卒業した者及び令和4年3月卒業見込みの者
 - (3) 医療・福祉・介護・農業・園芸・造園関連以外の短期大学、専門学校、高等専門学校又は大学校を卒業した者で医療・福祉・介護・農業・園芸・造園関連の実務経験が2年以上ある者
 - (4) 医療・福祉・介護、健康関連の国家資格(医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、保育士、歯科衛生士、救急救命士、薬剤師、はり師、きゅう師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は管理栄養士)を有する者
 - (5) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び令和4年3月31日までに授与される見込みの者
 - (6) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者若しくは令和4年3月までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者
 - (7) 昭和28年文部省告示第5号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
 - (8) 学校教育法施行規則第155条第1項第5号の規定により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者(同規定に係る専修学校の専門課程修了者)

- (9) その他園芸療法課程の教育を受けることができる水準以上の能力があると県立淡路景観園芸学校において認められた者
- 7 応募手続
- (1) 応募書類
- ア 受講願書
- イ 出願理由書
- (2) 応募書類の配布
- 兵庫県立淡路景観園芸学校及び兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課において配布する。
なお、応募書類を兵庫県立淡路景観園芸学校へ郵便で請求することができる。この場合は、封筒の表に「園芸療法課程受講生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、210円分の切手を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。
- (3) 受付期間
- 令和4年2月7日（月）から同月14日（月）まで
なお、郵送の場合は、簡易書留とし、令和4年2月14日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- (4) 提出先
- 〒656-1726 淡路市野島常盤954-2
兵庫県立淡路景観園芸学校
- 8 結果発表
- (1) 発表日
- 令和4年3月1日（火）
- (2) 発表方法等
- 受験者全員に郵便により通知するとともに、結果発表日の午後1時以降、兵庫県立淡路景観園芸学校に合格者の受験番号を掲示する。
また、兵庫県立淡路景観園芸学校ホームページに合格者の受験番号を掲載する。
- 9 応募についての問合せ先
- 兵庫県立淡路景観園芸学校
電話番号（0799）82-3455

~~~~~

#### 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年2月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市阿弥陀町北池字庄境17番、18番の一部、68番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
高砂市百合丘30番地の2  
三幸殖産株式会社 代表取締役 福島順史
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和3年4月26日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-4号（3高砂）

~~~~~

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和4年2月4日

契約担当者

兵庫県西播磨県民局長 渡瀬康英

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県西播磨総合庁舎ほか15庁舎で使用する電気 予定数量 3,676,876キロワット時/年

- 2 契約に関する事務を担当する県民局の名称及び所在地
兵庫県西播磨県民局（赤穂郡上郡町光都2丁目25）
- 3 落札者を決定した日
令和4年1月14日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社V-Power（東京都品川区東品川三丁目6番5号）
- 5 落札金額（税抜）
74,339,100円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和3年11月12日

病院局公告

兵庫県立病院未収金回収業務委託選定に係るプロポーザルの実施

兵庫県立病院未収金回収業務委託業者をプロポーザル方式により募集する。

令和4年2月4日

兵庫県病院事業管理者 杉村 和朗

1 プロポーザルの概要

(1) 業務名

兵庫県立病院未収金回収業務

(2) 業務内容

診療費（患者負担分）等に係る未収金債権の管理及び回収業務
別途配布する「兵庫県立病院未収金回収業務委託選定に係るプロポーザル募集要領」による。

(3) 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

なお、契約期間満了後は、1年間ごとの更新を可能とするが（令和9年3月31日まで）、契約を更新しない場合は、契約期間満了の2か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

2 参加資格

以下の各号の全ての要件に該当する者

(1) 次のいずれかの要件を満たしていること。

ア 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士、又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であること。

イ 司法書士法（昭和25年法律第197号）第4条に規定する司法書士、又は同法第26条に規定する司法書士法人であり、第3条第2項に規定する認定司法書士（法人）であること。

(2) 未収金回収業務に関し、弁護士法第56条及び同法第57条並びに司法書士法第47条及び同法第48条の規定に該当しない者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 令和4年1月1日現在、過去3か年において、他の病院（自治体病院、国立病院、国立大学病院、一般病床100床以上の病院）における患者負担金に係る未収金回収業務の受託実績を有すること。

(6) 個人情報の取り扱いについて、関係法令のほか個人情報取扱特記事項を遵守すること。

(7) 労働条件の確保に関する取り扱いについて、関係法令のほか適正な労働条件の確保に関する特記事項を遵守すること。

3 参加手続

(1) 事務局

兵庫県病院局経営課業務班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

電話 (078) 341-7711 内線 3450

F A X (078) 362-3216

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間

令和4年2月4日(金)から同月18日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 配布場所

上記3(1)又は、送付依頼(上記3(1))を行うこと。

(3) 参加表明書

ア 提出方法

所定の参加表明書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 提出期限

令和4年2月18日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
郵送の場合は、令和4年2月18日(金)午後5時必着とする。

ウ 提出場所

上記3(1)に同じ。

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問様式により、F A X等により行うこととする。

イ 提出場所

上記3(1)に同じ。

ウ 受付期限

令和4年2月18日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
郵送・F A Xの場合は、令和4年2月18日(金)午後5時必着とする。

エ 回答方法

参加表明書提出者からの質問をとりまとめの上、令和4年2月25日(金)を目途に参加表明書提出者
全てにF A X等で回答する。

4 企画提案書等

(1) 提出方法

持参又は郵送とする。

(2) 提出場所

上記3(1)に同じ。

(3) 提出期限

令和4年2月28日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
郵送の場合は、令和4年2月28日(月)午後5時必着とする。

(4) 提出書類

募集要領に定める。

5 最優秀提案者等の選考、審査結果の通知等

選考は、プロポーザル方式による選考とし、参加者より提出される企画提案書等について、内容を精査した上で、最も優れた事業者を選定する。

(1) 選定方法

募集要領に基づき提出された企画提案書等について、審査委員会で総合的に審査した上で、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

なお、提案内容の審査については、書面による審査を行い、審査委員会が必要と認めるときは、別途通知の上で、ヒアリングを行う。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 委託業務の目的に合致していること。

イ 診療債権の性格を理解し、債務者へ配慮すること。

- ウ 組織体制及び人員配置について、十分な体制を有していること。
- エ 委託業務に必要な知識及び経験を有する人材を確保していること。
- オ 個人情報の保護に対する考え方や取組内容が適切であること。
- カ 業務実施方法など未収金回収向上に向けた取り組みが具体的かつ実現性が高いこと。
- キ 病院における同種業務の受託実績、回収実績について、十分有していること。
- ク 成功報酬率が低廉であること。

(3) 選考結果の通知

選考結果は、参加者全員に対して書面で通知する。

(4) 選考後の取り扱い

最優秀提案者として選考された者と契約交渉を行う。ただし、契約交渉が不調となった場合は、優秀提案者と契約交渉を行う。

6 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽を記載した者に対して指名停止の措置を行うことがある。

オ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

兵庫県内水面漁場管理委員会告示

兵庫県内水面漁場管理委員会告示第1号

令和4年度における第5種共同漁業の漁業権者が実施すべき増殖の基準数量を次のとおり示す。

令和4年2月4日

兵庫県内水面漁場管理委員会

会長 近藤 敬三

1 増殖の基準数量

令和4年度 増殖基準数量

免許番号	河川名	種 苗 放 流													
		あゆ	こい	ふな	うなぎ	にじます	あまご (注)	やまめ	さくらます	いわな	まはげ	わかさぎ	もろこ	もくずがに	すっぽん
1	猪名川	60kg			5kg	2,500尾	500尾 又は 4,000粒					100万粒		250尾	100尾
2	武庫川	100kg		1,000尾	10kg	1,000尾									
3	羽束川	40kg			5kg	1,000尾	1,000尾 又は 8,000粒			1,000尾					
4	加古川	550kg		5,000尾	100kg	1,500尾	2,750尾 又は 22,000粒					150万粒	500尾	2,500尾	
5	市川	450kg		2,000尾	15kg	1,000尾	3,000尾 又は 24,000粒								
6	夢前川	40kg													
7	揖保川	1,600kg		3,000尾	25kg	2,500尾	10,000尾 又は 80,000粒			1,000尾		300万粒		1,000尾	200尾
8	千種川	2,000kg		2,000尾	20kg		5,000尾 又は 40,000粒					100万粒		1,000尾	

9	竹田川	30kg		1,000尾										
10	円山川	400kg		3,000尾	10kg	500尾	やまめに含む	3,000尾 又は 24,000粒	やまめに含む					500尾
11	竹野川	40kg		500尾	5kg	500尾	やまめに含む	500尾 又は 4,000粒						500尾
12	矢田川	500kg		1,000尾	10kg	1,000尾		1,200尾 又は 9,600粒	やまめに含む	800尾				1,000尾
13	岸田川	100kg		300尾	5kg			2,000尾 又は 16,000粒	やまめに含む	500尾				500尾

(注) さつきますを含む。

免許 番号	河川名	産卵場造成								
		おいかわ (箇所)	うぐい (箇所)	よしのぼり (箇所)	ぬまえび (箇所)	すじえび (箇所)	てながえび (箇所)	ひがいで (箇所)	ふな (箇所)	
1	猪名川	1								1
2	武庫川									
3	羽束川									
4	加古川	3	2							
5	市川									
6	夢前川									
7	揖保川	1	1	1	1	1	1			
8	千種川	3	2		1	1	1			
9	竹田川									
10	円山川	3	3		1		1	1		
11	竹野川	1	1							
12	矢田川									
13	岸田川	1	1							